

山梨県地域保健医療計画 峡東医療圏行動計画【アクションプラン】の評価及び新計画の策定の方向性の整理

【救急医療】

現行プランの実施状況						現行プランの評価と次期プランの方向性					
峡東地域の課題	行動計画	H25	H26	H27	H28	H29	H25～H29の取り組み状況・成果		残された課題・新たな課題・課題解決への意見 地域保健推進委員への調査(H29/12) 様々な会議で提起された課題や方策の集約	圏域課題のまとめ	今後の取組みの方向性
							第1回委員会(H29/6)【項目別】	委員への調査(H29/12)【団体別】			
救急患者が増加傾向にあり、一次救急及び二次救急の確保・充実並びに円滑な救急搬送の確保が課題	①救急利用者・救急搬送の実態把握  ・消防本部、救急病院等からの情報提供及び関係者での共有						①実態把握 救急医療体制の維持に向け、救急医療提供体制現況調べ、消防年報・二次救急搬送状況調査、医師会からのつめる方式の報告等を把握・分析し、救急医療関係者会議、担当者会議等を開催し情報共有、協議を実施。  (医師会) ○つめる方式の継続 ○平日夜間の二次救急が2病院体制となった。 ○救急車の管内搬入率を高めるため円滑な連携を図った。	(医師会) ○医師の高齢化より今後の継続が危ぶまれる状態 ○新たな病院が救急医療を実施する予定である中での、病院間の役割分担 ○休日当番医の確保とつめる方式を行う医師の確保	1. 初期救急を担う医師、二次救急を担う医師の高齢化により、今後の救急医療体制の継続が危惧される。  2. 二次医療圏、医師会を超えた救急搬送についての基準や一本化の検討が必要である。  3. 適正利用の普及啓発を継続する必要がある。  4. 高齢者を中心とした救急要請が増加する中で救急搬送の円滑化を図っていく必要がある。	1-1) 適正な救急医療、救急車利用について住民啓発を継続 ⇒ <u>新アクションプランに反映</u> (Ⅱ-1, Ⅱ-2)  1-2) 医師確保対策については、山梨県福祉保健部医務課において全県的に実施。  2-1) 圏域内と救急医療体制(初期救急、二次救急)の再編についての検討を実施。 ⇒ <u>新アクションプランに反映</u> (Ⅱ-1, Ⅱ-2)  2-2) 救急搬送基準は、山梨県メディカルコントロール協議会等で全県的に協議。  3. 1-1)の取組みとして実施。 ⇒ <u>新アクションプランに反映</u> (Ⅱ-1, Ⅱ-2)  4-1) 高齢者の救急時の情報共有と伝達の円滑化のための取組みを実施。 ⇒ <u>新アクションプランに反映</u> (Ⅱ-3)	
	②適正な救急医療利用に向けての住民啓発  ・広報、ホームページ等を活用した普及啓発					②住民啓発 3市と峡東保健福祉事務所で救急医療の適正利用に関し同一のちらしをホームページへの掲載。消防本部・医療機関等では独自に広報、市保健事業を通じ小児・高齢者を対象とした適正利用の住民啓発を実施。  (消防) ○実態把握の協力 ○広報誌、HPへの掲載、イベントの開催 ○救急業務連絡協議会の開催 ○多数傷病者発生事案の訓練の参加	(消防) ○多数傷病者発生を想定した訓練の実施 ○医師会を超えた峡東医療圏一本化の模索				
	③二次救急医療体制の充実  ・つめる方式による二次救急担当医師の負担軽減  ・当番病院の内科系、外科系の役割分担(東山梨地区)					③二次救急医療体制の充実 二次救急病院の医師の負担軽減、患者への診療の迅速化・安全確保の提供目的に、在宅当番医が病院に出向き、休日夜間初期救急診療を行う方式(つめる方式)をH21年10月から実施。(H28年度東山梨地区8診療所、笛吹地区17診療所が参加)  (介護支援専門員協会) ○利用者の基本情報提供書作成を行い医療側に提出。担当ケアマネが名刺を持参できる工夫を実施	(学校) ○緊急時対応については、日頃から職員で訓練しておくことが必要 ○予防教育の充実が大切				
	④救急搬送の円滑化  ・医療圏と救急搬送圏域の一本化検討  ・救急病院と消防本部との連携強化					④救急搬送の円滑化 当番病院の役割分担(内科系、外科系)や、医療圏と救急搬送圏域の一本化に向けては、関係者会議で検討し、内科系と外科系との併診体制は病院間の調整が必要で直ちには困難であり、峡東地域の救急医療体制の統合は、東山梨地区、笛吹地区で相互に協力しあうことを確認した。また、高齢者の救急医療利用の円滑化に向け、介護支援専門員等との情報共有のあり方について検討。  (3市) ○適正な救急医療利用に向けた住民への啓発 ・3市と峡東保健福祉事務所で適正利用に向けた同一の啓発内容を広報・HPへ掲載(継続的な市民への周知) ○救急利用者・救急搬送の実態把握 ○緊急時情報カプセル整備事業の活用 ○小児科医師や救命救急士による乳児の保護者を対象に教室を開催	(3市) ○普及啓発は継続することが必要 ○在宅での高齢者等の情報弱者に対して適正利用の工夫が必要 ○高齢者施設用救急要請マニュアルの周知と評価を行い、更新することが必要 ○高齢者の救急医療を含む急変時対応等について、医療・福祉等の関係者間で課題を共有し検討していく検討会(仮)の設置が必要 ○乳幼児以降の保護者への周知啓発方法として、保育所や学校等との連携による教育の機会の設定を検討していくことが必要 ○従事する医師の高齢化による担当医師の減少				